

資料 6 1 - 3

万国郵便条約施行規則改正に伴う国際郵便約款の
変更の認可

(諮問第1183号)



諮問第1183号
令和元年5月31日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 石田 真幹

諮問書

日本郵便株式会社(代表取締役社長 横山 邦男)から、別添のとおり、郵便法(昭和22年法律第165号。以下「法」という。)第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、申請内容は、同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の認可をすることといたしたい。

上記について、法第73条第1号の規定に基づき諮問する。

**万国郵便条約等改正に伴う国際郵便約款等の変更申請
審査結果**

以下の通り郵便法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の国際郵便約款の変更は、今般の万国郵便条約等の改正内容を適切に反映したものであり、適当であると認められる。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	国際小包郵便物が名宛国で配達不能となった場合の取扱いについては、条約等の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	従前と同じ
その他会社の責任に関する事項	適	国際小包郵便物が名宛国で配達不能となった場合の取扱いについては、条約等の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。



2019-日国際第 0046 号
2019 年 5 月 17 日

総務大臣
石田 真敏 様

日本郵便株式会社
代表取締役社長 横山 邦

郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 68 条第 1 項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

- 1 国際郵便約款
別添新旧対照表のとおり。
- 2 実施期日
2020年2月1日
- 3 変更を必要とする理由
万国郵便条約の施行規則の一部が改正されるため。

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分が改正部分

現 行	改 正
<p>(小包郵便物の利用条件) 第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。 (1) 当社所定のラベルに差出人及び受取人の住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。 (2) 小包郵便物が配達不能となった場合の取扱方法として、次の事項のうち一つを(1)のラベルにより指示すること。 ア 小包郵便物を直ちに最も経済的な線路又は航空路により差出人へ返送すること。 イ 小包郵便物を最も経済的な線路又は航空路により受取人へ返送すること。 ウ 小包郵便物を最も経済的な線路又は航空路により受取人へ返送すること。 エ 小包郵便物を放棄したものと取り扱うこと。</p> <p>(3) (2)の指示において、差出人がアからウまでの指示事項のいずれかの選択をしたときは、返送又は転送される小包郵便物に係る料金を、差出人又は受取人に支払っていただきます。この場合の料金は、その小包郵便物の返送又は転送を行う国から本邦宛てに最も経済的な扱い又は航空扱いにより小包郵便物を差し出すときの料金額とします。</p> <p>(4) 名宛国で配達不能となった小包郵便物で(2)の指示のないもの又はその指示が矛盾しているものについては、名宛国から最も経済的な扱い(船便扱い又はSAL扱い)により返送されます。この場合には、差出人に必要な料金を支払っていただきます。</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(小包郵便物の利用条件) 第37条 小包郵便物は、次の条件により差し出していただきます。 (1) 当社所定のラベルに差出人及び受取人の住所氏名、その他必要事項を記載して郵便物とともに差し出すこと。 (2) 小包郵便物が配達不能となった場合の取扱方法として、次の事項のうち一つを(1)のラベルにより指示すること。 ア 小包郵便物を最も経済的な線路又は航空路により差出人へ返送すること。 イ 小包郵便物を放棄したものと取り扱うこと。 (2)の2 小包郵便物が配達不能となった場合の取扱方法として、転送を希望するときは、小包郵便物の名宛面に「Redirection requested in case of non-delivery」又は「Réexpédition demandée cas de non-livraison」(「配達不能時の転送希望」の意味)の表示又はこれらに相当する名宛国で適用する言語による表示、受取人の転送先の住所の記載及び転送方法(「by air」(「航空路の意味)又は「by surface/SAL」(「最も経済的な線路」の意味))の表示を行うものとします。 (3) 差出人が、(2)の指示においてアの指示事項を選択したとき又は(2)の2の取扱方法を希望した場合は、返送又は転送される小包郵便物に係る料金を、差出人又は受取人に支払っていただきます。この場合の料金は、その小包郵便物の返送又は転送を行う国から本邦又は転送先の国宛てに最も経済的な扱い又は航空扱いにより小包郵便物を差し出すときの料金額とします。 (4) 名宛国で配達不能となった小包郵便物で(2)の指示のないもの若しくは(2)の2の取扱方法の希望のないもの又はその指示及び取扱方法が矛盾しているものについては、名宛国から最も経済的な扱い(船便扱い又はSAL扱い)により返送されます。この場合には、差出人に必要な料金を支払っていただきます。</p> <p>(5) (略)</p>

附 則 (2019年5月17日 2019-日国際第0046号)

この改正規定は、2020年2月1日から実施します。

郵便約款変更の認可について

令和元年5月31日
総務省

第1 郵便約款の認可について

1 郵便約款とは

郵便約款とは、郵便の役務に関する具体的な提供条件（料金を除く。）を定めたものであり、郵便法（昭和22年法律第165号。以下「法」という。）第68条第1項により、日本郵便株式会社は、郵便約款を定めることになっている。

※ 約款とは、大量の契約を画一的・定型的に締結し、処理することを目的として企業があらかじめ定めておく契約条項のことをいう。

2 総務大臣の認可

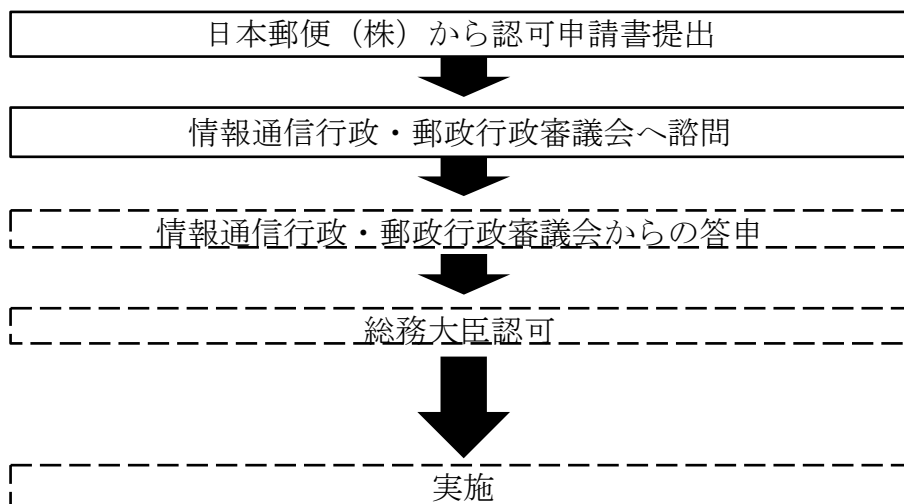
郵便約款の内容は、利用者の利便・利益に直接関わることなどから、法第68条第1項により、総務大臣の認可を受けることとなっている。変更する場合も同様。

※ 料金については、法第67条第1項により、原則総務大臣への届出制とし、第三種郵便物・第四種郵便物の料金については、同条第2項により、認可制となっている。

※ 書類の様式等利用者の権利・義務に重要な関係を有しない提供条件や試験的に提供するものといった軽微な事項については、法第68条第1項により、認可を要さない。

3 審議会への諮問

法第73条第1号に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとなっていることから、今回諮問を行っているもの。



第2 日本郵便株式会社からの申請の概要

1 郵便約款の変更の認可申請理由

2019年4月にベルン（スイス）で開催された万国郵便連合郵便業務理事会において、条約等の改正が行われ、2020年2月1日（土）に発効する予定である。

本件は、日本郵便株式会社が、改正後の条約等に基づき国際郵便役務を提供するために、国際郵便約款の関係規定を変更するものである。

2 申請概要

現在国際郵便約款第37条では、小包郵便物の利用条件として、差出人が小包郵便物の差出しの際に、当該小包郵便物が配達不能となった場合の取扱方法として、差出人が指示する内容（「返送」、「転送」等の選択肢）がラベル上に規定されている。

「返送」については、名宛国において、従来から自国の規則により返送する前に一定期間満了まで保管した後差出人に返送することとなっており、差出人が指示する必要がないため「一定期間満了後の返送」の欄をラベル上の記載から削除する。

また、「転送」については、差出人が転送を指示する場合には郵便物の表面に直接転送先を記載することにより運用が可能であるため、ラベル上の記載から削除する。

3 実施予定期日

令和2年2月1日（土）（条約等の発効と同日）

第3 審査結果

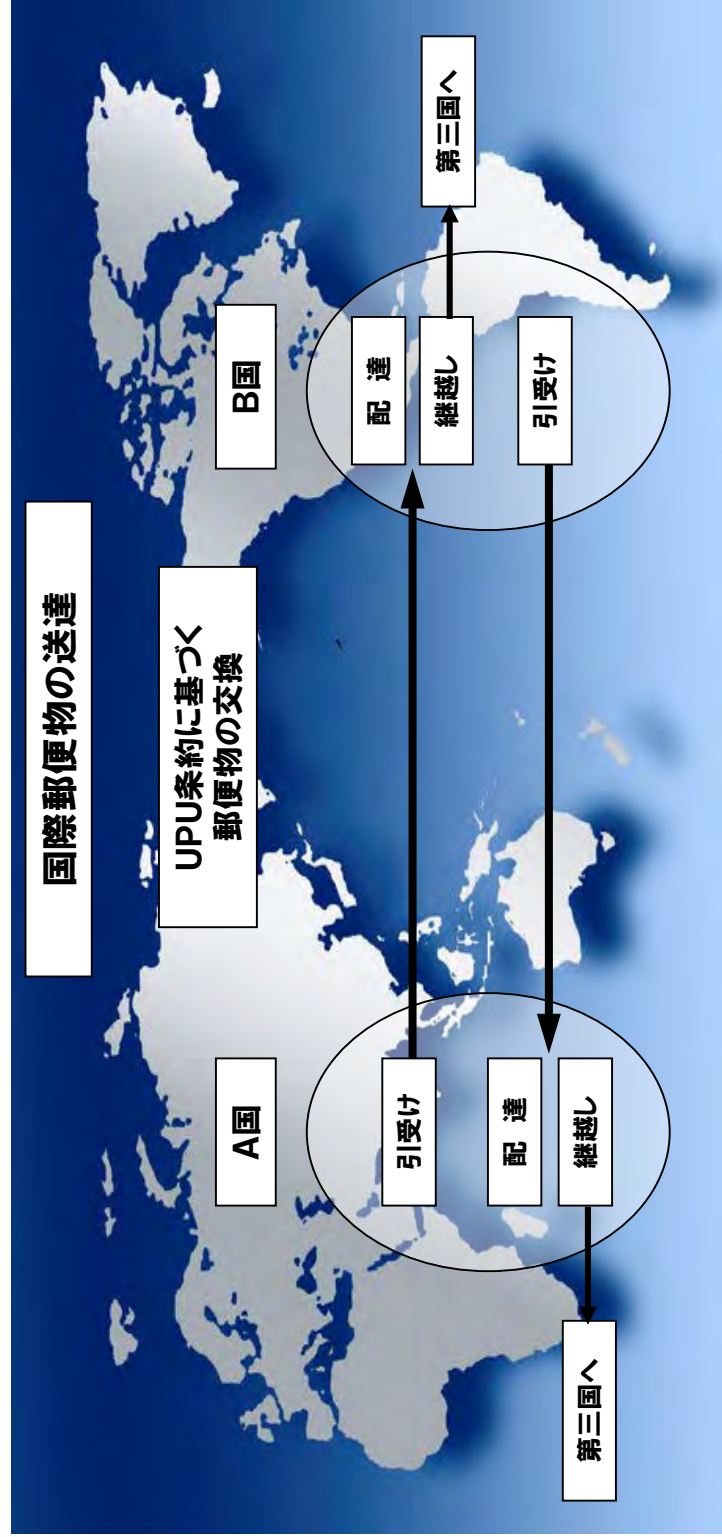
以下の通り郵便法の規定に適合したものと認められることから、認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること (法第68条第2項第1号)		
この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項	適	今回の国際郵便約款の変更は、今般の万国郵便条約等の改正内容を適切に反映したものであり、適当であると認められる。
郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	国際小包郵便物が名宛国で配達不能となった場合の取扱いについては、条約等の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
郵便に関する料金の収受に関する事項	適	従前と同じ
その他会社の責任に関する事項	適	国際小包郵便物が名宛国で配達不能となった場合の取扱いについては、条約等の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと (法第68条第2項第2号)	適	今回の国際郵便約款の変更内容は、全ての利用者に適用されるものであり、特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものには当たらないことから、適当であると認められる。

参考資料

- ① 国際郵便は、万国郵便連合 (UPU) が定める「万国郵便条約 (UPU条約)」に基づき、各加盟国において「指定された事業者」(*)の間で交換されている。
- ② UPU条約は、名あて国との直接交換、又は第三国への継越しを保障することによって、郵便が全世界に届けられる仕組みを提供している。

※ 「指定された事業者」とは、郵便業務を運営し、自国の領域においてUPU条約から生ずる義務を履行するために各加盟国によって指定された機関 (日本では日本郵便株式会社)



現行

JAPAN
DISPATCH NOTE/CUSTOMS DECLARATION
CP72 税関告知書 CN23 一体型ラベル
CN23 enclosed.

POSTAL PARCEL

職権により開くことがあります。
May be opened officially.

お問い合わせ番号
Item Number **CD368447452 JP**

TO (お届け先の住所・氏名)

FROM (ご依頼主の住所・氏名)

Name:

Name:

Address:

Address:

Postcode:

City:

(電話番号) Telephone number

(国名) Country

(郵便番号)
Postal Code

JAPAN

(電話番号)
Telephone number

内容品の詳細な記載 Detailed description of contents
英語若しくはフランス語又は名宛国で許される言語で
ご記入ください。

内容品の個数
Number of
items contained

商業物品のみ記入
For commercial items only

HSコード
HS tariff number

内容品の原産国
Country of origin of the goods

内容品の正味重量
Net weight

kg

g

内容品の価格
Value

次の場合は、枠内に×印をつけてください。
Enter a cross (×) if the item contain.

- 贈物 Gift
- 書類 Documents
- 販売品 Sale of goods
- 商品見本 Commercial sample
- 返送品 Returned goods
- その他(詳細に記述) Other (please specify):

1枚のインボイスで複数の小包を差し出す
場合にのみ記入してください。
Please enter in the case of multiple items with one Invoice.

郵便物の個口数
Number of pieces

この郵便物は
This piece number

内容品は危険物に該当しません。危険物の確認のため、開破される場合があることに同意します。
I checked that contents above are not dangerous goods. I agree the item(s) may be opened if suspected of
containing dangerous goods.

日本円換算合計 Total value

¥

SDRで記入する

SDR

保険付にする場合は、枠内
に×印をつけてください。
Enter a cross (×) if insured.

保険付 Insured

保険金額 - 英語で記入する Insured value (words)

保険金額 - アラビア数字で記入する (numerals)

ご依頼主の指示事項：この小包が万一お届け先に配達できなかった場合の取扱いを
一つご指定ください。なお、返送、転送の場合、料金ががかかります。
INSTRUCTIONS TO BE GIVEN BY THE SENDER in case of non-delivery of the parcel.
Every parcel returned or redirected shall be subject to the postage rates entailed.

受付年月日(西暦) Date mailed

年(Year) 月(Month) 日(Date)

ご署名 Signature of the sender

① すみやかに返送 Return to origin immediately

※この期間は、名宛国における正規の
保管期間を超えることができません。

② 右記の期間の満了後に返送 Return to sender After days

(保管期間)

③ 転送 Redirect

住所 Address

受取人の次の転送先に配達
Deliver to new address

①~③の場合必
ず手段をご指定
下さい。

航空便
by air

最も経済的
な線路
by surface
SAL

④ 放棄
Treat as
abandoned



* CD 3 6 8 4 4 7 4 *

真確認用
確認済

①航空危険物の説明・確認

②輸出申告対象(20万円超)かどうか確認

*複数個口の場合は、すべての郵便物の合計価格で確認

記入する前に裏面の注意事項をよく読んでください。
PLEASE READ CAREFULLY THE INSTRUCTIONS OVERLEAF BEFORE
お届け先の国名については大文字で記入してください。
PLEASE WRITE THE COUNTRY OF DESTINATION IN CAPITAL LETTERS

改正後



UNIVERSAL
POSTAL
UNION

Regulations, Forms – Proposal

Form CN 23
Customs declaration

POSTAL OPERATIONS COUNCIL

Amend form CN 23 (including the CN 23 component of the CP 72 manifold set) as follows:

CP 72 manifold set, first part – "Receipt"

(Designated operator) The item/parcel may be opened officially		RECEIPT		CP 007 075 992 NO		
BEFORE COMPLETING THIS FORM, READ INSTRUCTIONS ON BACK CAREFULLY! Your goods may be subject to restrictions	From: Name		Sender's customs reference (if any)	Not(s), of parcel(s) (to article, if any)		
	Business				Insured value – Words	
	Street		Tel. No.			figures
	Postcode		City			Cash-on-delivery amount – Words
	Country				figures	
	To: Name				Giro account No. and Giro centre	
	Business				Importer/addressee reference (if any) (tax code/VAT No./importer code) (optional)	
	Street		Tel. No.			Importer/addressee fax/e-mail (if known)
	Postcode		City			
	Country					
Detailed description of contents (1)		Quantity (2)	Net weight (in Kg) (3)	Value (5)	For commercial items only	
					HS tariff number (7)	
					Country of origin of goods (8)	
Please indicate service required (tick one box)		Total gross weight (4)	Total value (6)	Postal charges Fees (9)		
<input type="checkbox"/> International Priority		<input type="checkbox"/> International Economy				
Category of item (10)		Commercial sample	Other (please specify):		Office of origin/Date of posting	
<input type="checkbox"/> Gift		<input type="checkbox"/> Returned goods	Explanation:		Number of parcels	
<input type="checkbox"/> Documents		<input type="checkbox"/> Sale of goods			certificates and invoices	
Comments (11): (e.g.: goods subject to quarantine, sanitary/phytosanitary inspection or other restrictions)				Insured value SDR		
				Total gross weight of the parcel(s)		
				Charges		
<input type="checkbox"/> Licence (12)		<input type="checkbox"/> Certificate (13)	<input type="checkbox"/> Invoice (14)		Sender's instructions in case of non-delivery	
Licence number(s)		Certificate number(s)	Invoice number			
				Treat as abandoned <input type="checkbox"/> Return to sender <input type="checkbox"/>		
				Priority <input type="checkbox"/> Non-priority <input type="checkbox"/>		
I certify that the particulars given in this customs declaration are correct and that this item does not contain any dangerous article prohibited by legislation or by postal or customs regulations		Date and sender's signature (15)		I have received the parcel described on this note		
				Declaration by addressee		
				Date and addressee's signature		

Size 210 x 148 mm (basic format A5) with a tolerance of 5 mm

Note:

To take account of the needs of their service and/or the methods of production of this manifold set, designated operators may alter slightly the sizes of the boxes, the font for the titles and indication, provide the appropriate number of copies for each part, without however deviating too much from the directives contained in the model. It is strongly recommended that instructions helping the customer to complete this manifold set should be given on the back of the cover page or on the back (of the last page) of the manifold set itself.

Reasons. – To incorporate CP 71 dispatch note information into a new field on the CN 23, as well as to streamline the range of sender's instructions.

Pro

【参照条文】

○ 郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）

第十一条（郵便に関する条約） 郵便に関し条約に別段の定めのある場合には、その規定による。

第六十八条（郵便約款） 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めるところとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

ニ その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

第七十三条（審議会等への諮問） 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

○ 万国郵便条約の施行規則

17-212 差出しの際の差出人の指示

1 差出人は、小包の差出しの際に、当該小包の配達不能の場合における取扱いを指示する義務を負う。このため、差出人は、送状の適当な枠の中に印を付する。

2 差出人は、次の事項のうちいずれか一のみを指示することができる。

2.1 最も経済的な線路又は航空路により差出人に小包を返送すること。

2.2 （削除）

2.3 （削除）

2.4 差出人が小包を放棄すること。

3 (略)

4 差出人が小包の転送の禁止を希望する場合には、小包及び送状には、フランス語による「Ne pas réexpédier」（「転送禁止」の意）の表示又はこれに相当する名宛国で通用する言語による表示を行わなければならない。

5 (略)